

被災家屋等の解体・撤去に係る申請書

令和 年 月 日

宝達志水町長

申請者（被災家屋の所有者）

ふりがな

氏名

実印

（法人名称・代表者氏名）

住民票住所（事業所所在地）

電話

家屋等の所有者との関係 本人
 本人以外（ ）

※所有者の印鑑証明書を添付してください。

令和6年能登半島地震により被災した家屋等の解体、撤去及び処分について申請します。

1 解体、撤去及び処分を希望する家屋等の所在地

2 解体、撤去及び処分を希望する家屋等の所有者の氏名（共有名義の場合は、代表者の方の氏名）

3 解体、撤去及び処分を希望する家屋等の数

①住宅（ 棟）

②その他 ※納屋、倉庫、土蔵、事務所、店舗、塀等の種類と、その数を記入してください。
（ ）

4 解体、撤去及び処分を希望する住宅等のり災証明書又は被災証明書の取得

取得済 未取得

5 確認事項

- ①本申請の対象の家屋等並びに当該家屋等の内部及び当該家屋等の周辺にある財物（申請者又はその代理人が、当該家屋等の解体に着手する前までに、処分に同意しない旨を申し出たものを除く。以下「家屋、財物等」という。）の解体、撤去及び処分に関しては、全ての権利関係者（共有者、相続権者、抵当権者など）の同意を得ており、町及びその委託を受けた者に対し、原状回復及び損害賠償請求を含む一切の不服申立て及び紛争の提起はしません。
- ②家屋、財物等の解体、撤去及び処分に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、申請者である私の責任において解決することを確約します。
- ③家屋、財物等の解体、撤去及び処分の実施のため、町及びその委託を受けた者が本申請の対象の家屋等の敷地内に立ち入ることに同意します。
- ④本申請書に記載された個人情報その他の情報については、町の本事業に関与する事業者提供することに同意します。
- ⑤本申請に関する内容を確認するため、町の各課から必要な情報の提供を受けることに同意します。

上記確認事項に同意します。

署名欄

実印